

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成26年5月12日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成26年1月15日 午前9時55分頃 [REDACTED]		
	事故の概要	住宅前に駐車しようとした公用車による家屋等の破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (引違窓等)	
	被害総額・市の過失割合	—	286,230円・100分の100	
	賠償金	—	286,230円	
	内 訳	保険金	—	286,230円
		一般財源	—	0円
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (自転車)	
	被害総額・市の過失割合	—	10,000円・100分の100	
	賠償金	—	10,000円	
	内 訳	保険金	—	10,000円
一般財源		—	0円	
専決年月日	平成26年3月28日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内容		
2	発生時期・場所	平成26年1月17日 午後3時30分頃 高山市国府町木曾垣内650番地 (高山市国府福祉センター駐車場内)		
	事故の概要	屋根からの落雪による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損 (ルーフパネル等)	
	被害総額・市の過失割合	—	386,376円・100分の100	
	賠償金	—	386,376円	
	内	保険金	—	386,376円
	訳	一般財源	—	0円
専決年月日	平成26年3月28日 地方自治法第180条第1項			